



筑紫女学園大学リポジット

史料紹介 品照寺文書

「寺・国御触状写二」 (元治元年子霜月)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, KOBAYASHI, Tomomi メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1084

史料紹介 品照寺文書

「寺・国 御触状写 二」(元治元年子霜月)

鷺
山
智
英

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報

第三十二号 二〇二二年

史料紹介 品照寺文書

「寺・国 御触状写 二」（元治元年子霜月）

鷺山 智英

『筑紫女学園大学人間文化研究所年報第三十一号』（二〇二〇年・以下『三十一号』とする）に引き続き品照寺所蔵の御触状写の中から「寺・国 御触状写 二」を取り上げる。表紙には「元治元年子霜月」とある。綴じられている文書は月日不明の文書に続き、元治二（一八六五）年丑四月のものから、最後は慶応二（一八六六）年寅九月五日付けの文書までである。

藩からの御触れは、軍事人数指加に関するもの、藩士の人事、儉約令、改元、快晴祈祷依頼、御茶御用、旅人取締、公方様薨御の件などである。

本願寺からの御触れは長州征討への献金の件、御幸橋建設献金の件、学林焼失による再建の件である。
主なものを取り上げてみる。

①福岡藩の軍事に組み込まれた真宗僧侶

『三十一号』には藩からの真宗僧侶へ軍事人数に加えるという要請

があり、それに対して真宗側から藩へ質問した文書があった。「御触状写 二」では、真宗側から藩へ提出した「制約箇条」と郡ごとに提出したと思われる「受書」の一例が記録されている。月日は不明であるが、綴りの最初であることから元治元年の霜月だと推測できる。

また、元治二年六月付で、武芸稽古および修学について触頭からの通達がある。そこには「秋月御領寺々は武芸之儀御達は無之」と但し書きがあり、秋月領内の寺院は武芸稽古から外されていたことがわかる。この理由は、元來僧侶による武芸稽古の目的は攘夷であり、秋月領は福岡藩領のかなり内陸部に位置しており海岸線から遠くはなれているからだと考えられる。

「受書」には「大炮稽古」とあり、大炮の訓練をしていたことがわかる。当初稽古する武器は郡ごとに違っていた。例えば鞍手郡では槍や刀だった（奇談日記「鞍手郡法蓮寺蔵」）。また宗像郡では弓術であった（宗像郡浄万寺史料）。

② 儉約令

「御大儉」として「御家中」にむけて儉約令が出されている。「衣食住を初凡節儉の御規則」が示され、かなり細かいことが規定されている。また、「添触」として寺社へ対しても「御家中に準」じるように通達し、一宗一派において厳しく取り締まりをして、報告するよう求めている。

③ 快晴祈禱の三部経読誦

浄土真宗本願寺派の寺院が、慶応元年と明治二年に快晴祈禱（以下日乞という）をおこなっている。

浄土真宗は本来、卜占・祈禱の類はおこなわない。しかし、慶応元年、藩からの要請により真宗触頭の万行寺・徳栄寺は六月十日から十四日までの五日間日乞のため三部経（仏説大無量寿経・仏説観無量寿経・仏説阿弥陀経）を読誦し、さらに各郡の触次に対し、「於御一宗ハ勿論祈禱様之義無之候」とことわりながらも、日乞をするよう達しを出している。これを受けて御笠郡では同月二十一日から五日間（明福寺（筑紫野市）記録）、鞍手郡では二十二日から三日間日乞が実施されている（「奇談日記」鞍手郡法蓮寺蔵）。他の郡でも実施されているものと思われる。

この行動の背景には当時の排仏的風潮が大きくかかわっているものと考えられる。

④ 御幸橋建設献金依頼

元治元年七月の蛤御門の変により、朝廷の河東への避難に備えて、荒神口の架橋が必要となった。本願寺は慶応元年閏五月に架橋を出願し、まもなく許可された。本願寺は直ちに資金募集にかかった。慶応三年十月に竣工している。この橋は御幸橋と命名された。総工費はおよそ五万両といわれている（『本願寺史』第三卷・本願寺史料研究所編・昭和四十四年）。

「御触状写 二」には「新橋御創建ニ付御大蔵脚殿より御演達之趣意書」が記録されている。その中で興味深いのは、本願寺が架橋を願い出た背景として、近年「破仏之妨難頻り二起り」、「僧徒を遊民と毀罵」している事を記し、「御家中御末寺ニ至迄致心痛候」としていることである。そこで架橋をお手伝いすることが「勤王報国之御勤功」となり引いては「遊民ニあらざる儀」になるとしている。

⑤ 学林焼失再建

元治元年七月の蛤御門の変により、京都は兵火におそわれ、東本願寺や仏光寺なども焼失した。本願寺は類焼を免れたが、学林と惣会所は焼失した（『本願寺史』第三卷・本願寺史料研究所編・昭和四十四年）。その後学林再建のため達書が出された。

「御触状写 二」には「達書」が記録されている。学林は僧侶の修学場所として創設されたものであり、速やかに再建する必要があると述べている。その背景には近年僧侶のなかに「不学無才不如法之族」がいることで、「国家之遊民抔と頻り二他之毀罵を招」いている事を

あげている。僧侶が勉学に励み門徒を教導していくことが、「天下安民の道理」にもかない、引いては「報恩勤王」につながるとしている。

⑥ 御進発献金 長州征討

「御進発」とは第二次長州征討に際して将軍家茂が大坂城へ出陣した事である。幕府の寺社奉行よりこのことについての献金要請が神道・仏教各宗派へ出されている。本願寺では御門主も「精々御献金被遊度被思召」ておられるので、末寺においても献金するようにと筑前国の僧侶へ通達している。

筑前国の触頭は奉行所へ献金額について尋ねているが、奉行所からは具体的な数字は示されず、「寸志之儀ニ付手軽ニて可然」との回答であった。触頭は時節柄門徒へ依頼することはできないので、「平僧壺ヶ寺金壹朱」に決めたと通達している。

ところで広如は文久三（一八六三）年に朝廷に一万両を献じており、勤王の立場をとっている。将軍家茂の正室は皇女和宮であり、いわゆる「公武合体」政策がとられている時期である。

⑦ 旅人取締

前号で取り上げた「御触控」「寺・国 御触状写 一」にも山伏や浪人の止宿禁止や浪人の取り締まりについての御触れが出されていた。世が大変不安定な状況であったことが窺える。

文久三（一八六三）年、幕府は朝廷に押し切られ、五月十日をもって攘夷を執行する事に決めた。長州藩はこの日に下関において外国船

を攻撃した。しかし過激な行動を快く思っていなかった天皇は、八月十八日に長州藩と参上実美などの急進派公卿七人を京都から追放した（八月十八日の政変）。

翌元治元年七月、蛤御門の変により長州藩は朝敵となり、第一次長州征討の際三条ら五卿は太宰府へ移送された。五卿のもとには尊王攘夷派の志士などが頻繁に訪れるなど、福岡藩領内は緊迫した状況に置かれた。

このような情勢の中元治元年三月尊攘派志士などの取り締まる責任者であった牧市内が暗殺されるという事件がおきた（『三十一号』に記述あり）。この事件後、福岡藩内では乗じた不審者を取り締まるために、夜に外出する際には必ず提灯を持つようにとの通達が出され、夜の見廻りも強化された。

寺・国 御触状写 元治元年 子 霜月

制約箇条

一 修学第一武芸第二と相心得修行可仕候事

一 僧行相忘万事境界不似合之儀無之、氣立不申候様相心得可申候事

但 縦令出陣仕候共、一殺多生之経意、殺賊為仁之心得にて毎事不儀理

但 成ル行ひ仕間敷、況平生之心得重畳勘弁可仕候事

一 御国法・御寺法共諸事御定之儀相背申間敷候事

一 相図鐘聞付次第出張急速ニ可仕候

但 浦々寺院は在寺之上、時宜ニ随ひ御指図承り可申事

右之条々堅相守可申、万一相背之筋は如何様被 仰付候共御恨申上間敷、

依て印形仕奉差上候事

月日

受書

一 修学第一武芸第二と相心得候儀、誠難有奉存候、依て当郡之処は四季講積

会読仕候、且武芸之処亦稽古出精可仕候

一 建部殿軍事一件御相談被成下候趣、寺々大喜申候

一 稽古道具仕立として積金之内御拝借被仰付候得共、当郡は拝借不仕候

一 大炮稽古之儀は余郡之通り可仕候

一 若僧之処は老分より精々申諭可仕候

此外ヶ条あり云々

別紙御書附四通之趣可達旨、御月番大和殿より被仰聞候、其御心得組支配
江も可被相達候、以上

四月晦日

大目付江

天下之体勢弥増及切迫ニ付、御大儉武備一途ニ被仰出置候得共、是迄之通
にては心得方区々にて、現業相運兼候条、猶又当丑年より三ヶ年之間、拔
群御取締之道被相達、御拭（講儀）のため衣食住を初凡節儉之御規則、別紙之通り
被仰出候、右御制度之御趣意諸事深加勘弁、取締筋堅相守可申候、尤組支
配有之面々は組内教示筋深切ニ可仕候事

但 髮形を初衣類等ニも異形之儀有之間敷候事

一 右之通り被仰出候条、以後御趣意ニ戻り候輩は嚴重被仰付候次第も有之候
条、其旨相心得可申候事

右之趣御家中一統可被相達候

丑四月

一 御家中一統地旅共綿服たるへく候、尤諸士中江は左之品々被差免候事、細

太織類之下絹羽織、袴、下着等ニ相用候儀御免

黒八丈男女共帯、衣類之裏、襟、ころふく、袖口ハ御免

博多織男子帯は御免、女子は不相成、縹子女子帯、襟袖縁は御免

海気（ウヰ）男女共襟、袖口、衣類之裏ニ鉄父絹（鉄父）之類相用候儀御免

紅絹女子襟、袖口、衣類之裏相用候儀御免

○極老之男女裏ニ相用候儀御免

右之外縮緬、羽二重織物等之上絹襟、袖口は勿論、髮懸、胸掛之紐等二
至迄一切停止、緋く、しは木綿たりとも不相成候、尤夏服も右二準候事

但 拝領之品は別儀二候、御紋服二無之品は申出候上可相用候事

○九十歳以上、十歳以下之向上着二細太織類之下絹相用候儀制外之事

○旅中にて式立之節は熨斗目服紗相用候儀、是迄之通二候事

○旅中外旅人応対之節、依時宜夏羽織、絹紗相用候儀、勝手次第たるへき

事

一刀差之家来不召連、婦女子絹帯相用候儀不相成候事

一男女子之衣類染色、ルリカケ、紅カケ、上花等高料花美之分凡て停止之事

一割羽織は以来紋附無紋勝手次第之事

一婦女子之衣類ちらし入不相成候事

但 裾二軽きちらし入は制外たるへき事

一男女共縮緬、羽二重之類持来之分、下着二相候儀は不苦候、勿論新製致候

儀は不相成候事

但 下着等之裏並襟、袖口ハ持来たり共不相成候事

一女子髪道具、鼈甲停止之事

一銀かうかい、髪さしハ被差免候事

但 手込之細工、大造之分は不相成候事

一掛襟等之縫箔一切停止之事

一男子縁組仕立二不及持来之大小刀持、槍外持来之衣類限り二て其外は一切

取方用意之事

但 其身持来之武器、持越之儀は勝手次第、尤其為手当致候儀は無用之
事

一女子縁組仕立之名号相止、長刀、守刀、粧道具持来之衣類限二て夜具類等
は取方有合を以双方簡易之趣向申合之事

但 躰引手をはじめ縁家外親類家来等江之土産一切停止之事

一武器類たり共昨年被仰出候通り用方第一二して、質素相心得可申候事

一役成加増其外祝言之節、鉢盛、鱈、吸物一、肴一二不可過候事

婚姻、年賀、隱居、家督并仏事之節は一汁、二菜、肴一二不可過、但當

日限り

一平会は右二応し質素二可相心得候事

一葬式之節は跡乗寺挨拶相止、仏事之節寺備之外參寺之向江齊、非時出候儀

不相成候事

但 石塔建方分限二応し大造之儀不相成様、銘々勘弁可仕候事

○以来は金銘無用之事

一家作之儀差限候修理之外取止可申候、勿論無用之間取解除勝手次第之事

但 拝領屋鋪内解除之節申出方は迄之通

一吉凶二付音信贈答之儀、現品取遣停止、肴代、野菜代取遣し致候儀勝手次
第之事

但 親子兄弟祖父母伯叔姑智舅ハ手輕き之現品取遣、是又勝手次第之事

○医師師範銀主等は可為別儀候事

平日信義欠さるため恩儀有之向、朋友等二漁獵之品、菜園之品相送候儀別

儀たるへき事

一破魔弓羽子板餅花雛兜吹貫短冊之類停止之事

但 盆季燈籠遣し候儀無用之事

一錢別土産停止之事

但 親子兄弟祖母祖父伯叔父姑舅江手輕き品遣し候儀は勝手次第之事

○醫師師範銀主等は別儀たるへき事

一 御家中女子琴三味線稽古為致候儀可為無用事

一 半礼已下無礼陪臣末々之者男女共着服を初御制度別紙之通二候事、右之通り被仰出候条心得違之輩於有之は、訖度被仰付候次第有之候条、無緩相心得可申候事

覚

一 半礼無礼陪臣末々之者、是迄御制度被相立置候得共、当御時勢二付猶又左之通停止之事

一 妻子共小兒付紐を初胸懸之紐、襟、袖口縁等迄一切可為木綿服候、堅は勿論横二ても絹糸入、木綿外真綿を以製候品は一切停止、京奥■棧留小倉織之類帯、袴不苦候、夏ハ越後地着用停止二候事

但 妻子共雨羽織之懸襟等一切可為木綿候、装束二下り合之品相用候儀は御免二候事

附 半礼無礼之者旅行外他郡掛合之節着服等之儀も一切可為木綿候事、陪臣之者主人より遣候横麻上下は着免候事

一 裾細着用停止二候事
但 前々より着用致来候分は是迄之通り用へき事

附 家老中其外小書院御礼之面々知方遣し置候家来之者、裾細相用儀是迄之通りたるへく候、大組頭以下家来ハ都て着用停止二候事

一 妻子共鼈甲外銀之髪道具停止二候事

一 七十歳已上之男女、七歳已下之男女子下着輕き絹類着用御免、九十歳已上

は帯外羽織之裏輕き絹相用之儀御免二候事

一 男女子之衣類染色るりかけ紅かけ上花等高科花美之分凡て停止之事

一 婦女子之衣類ちらし入不相成事

但 裾二輕きちらし入は可為制外候事

一 郡町浦判家頼判等之醫師下着帯輕き絹相用候儀不苦候、然共可相成丈ヶ鹿服相用可申候事

但 妻子共衣類染色者一切半礼已下妻子同様たるへき事

附 上添穩婆衣類は一切本文医師二準候事

一 破魔弓羽子板餅花雛兜吹貫短冊之類停止之事

但 盆季燈籠等遣候儀無用之事

一 吉凶二付音信贈答之儀現品取遣停止、尤看代野菜代等取遣致候儀勝手次第二候事

但 親子兄弟祖父祖母叔父伯母姑舅舅者手輕き現品取遣、是又勝手次第

二候事

○醫師師範銀主等者可為別儀候事

○平日不欠信義ため恩儀之向は朋友等二漁獵菜園之物相贈候儀者可為制外候事

一 役成加増其外祝儀之節鉢盛繪吸物一看一不可過候事

○婚姻年賀外仏事等之節一汁二菜肴一二不可過、但当日限り

一 平会は右二応し質素二可相心得候事

一 家居之儀差限候修理之外取止可申候、勿論不用之間所者解除勝手次第二候事

事

一 刀脇指之拵用方重二いたし質素之製作可為尤候事

一 男女之縁組不及仕立持来之大小刀持来之衣類限りにて其外は一切取方用意之事

一 女子縁組仕立之名号相止、髪道具持参之衣類限りにて夜具類等者取方有合を以双方簡易之趣向申合之事

一 割羽織以来紋付無紋勝手次第之事

一 女子髪之飾絹切絹糸糸外懸襟縫入等一切停止事

但 紙にて製シ候分は停止之事

御免之あやまり歎心得へし

一 饒別土産停止之事

但 親兄弟祖母叔父姑舅舅手軽き品遣候儀勝手次第之事

○ 医師師範銀主等は可為別儀候事

一 追々心得方相緩、是迄御法度之品相用候者も不少哉二付、已来は嚴重二相

心得可申候、若相背候者は訖度咎メ申付候事、右之通可被相達候、尤右之

外委細心得筋之儀は支配方より申聞、陪臣者主人々々より申付候様可被相

達候事

大目付江

此度被仰出候御制度之内衣類御制禁之品々、唯今より直々被差留候ては難渋之輩も可有之との御詮儀を以、男女共持来之分は当八月迄着用御免被成

候事

但 半礼已下御制禁之品々弘化度被相達置候分は勿論、唯今より着用不

相成候事

右之趣御家中一統可被相達候事

丑四月

添触

今般別紙四通之趣御家中一統江被相達候条、寺社之向法服は格別、平常衣服筋儉約取締方之儀は御家中二準候儀は勿論之事二候、去ル文化三年衣服御定書、寺社江相達置候通り、尤其筋は前々より年始御礼等被仰付置候社家之内は軽き絹羽織着用御免之向も候得共、此節被仰出候御趣意之通り訖度被相心得、御年限中一統木綿羽織着用可致候、尤是迄軽き絹羽織等は迄之通り相用候様配下中江可被相達候事

一 御取締二付一宗一派限り取締筋昨年来申居候得共、尚又此節御大儉被仰出候二付、仕来不泥相互二申合セ、費筋無之様見込相立、現業取行之道立いたし、来廿日限堅く役所江可被申出候事

寺社兼帯

町奉行

大目付江

当四月十八日年号慶応と改元之旨、江戸表より申来候事

右之趣被得其意、配下中江も早々可被相達候事

五月

一 今程御節儉被仰出候条、諸事取締筋は勿論、願出筋にて奉行衆宅并寺社方一手之宅江罷越、内話いたし候儀可被致遠慮、尤無抛用向、或ハ面談不致しては難運筋は、役場控処ニ罷出申通候て可致面談候、且又音物并自祝等

にて菓子、昆布、其外聊たり共差贈之儀可為無用候条、被得其意配下之面々
江も可被中論置候事

五月

寺社役所

一 火災之節両市中町ニ是迄早拍子木等太鼓相用候得共、以来左之通被相改候、寺院之向自然心得違ニて火災之節条、早鐘撞候ては不相濟二付、此段相達置候、御指凶之節は是迄之通無手抜可被相心得候事

一 町ニ半鐘相用、最前之通り続打之事

一 鎮火之節引鐘、最前之通り三ツ続寛打候事

一 杉山鶴心儀家老席江罷出、御財用筋之儀は因幡申合候様被仰付候、此段懸り合口々江不差立可被相達候事

一 司書方依願今廿三日職分御免被成候、此段向寄可被相達候事

一 衣非安六郎儀今七日町奉行被仰付、御用間格被仰付候

一 針治導引ハ元来盲人共之業ニ付、清眼之者は可致遠慮事ニ候処、近来猥ニ右業を以渡世致し候者も不少歟ニて、勾当共難法之段相達候、依之清眼之者は右業被指留咎ニ候得共、生得病身等ニて稼之道無之、無抛右業を以致生活候者共は御家中判者初、郡町浦共以来勾当江引合、納得之上右業可致、盲人たり共同様嚴重ニ相心得可申候事

四月

但 御國中滞在之旅人、右業渡世いたし候者共江も同様之事ニ候

右御触之趣被得其意、郡中相触可有之候事

儉約制条

一 吉凶之音信贈答は、吉事は贈答不仕、凶事は葬式法事等惣て無酒、齊、非時料理向は極省略可仕、野菜料は六拾銅限ニ可仕候、右は寺仲間相互之儀
ニ御座候

一 諸法事・講会は迄ハ精進落として内輪丈酒宴仕居申候得共、已来禁可申事
一 平日たり共放歌、三絃等惣て酒宴ケ間敷事仕間敷候事

但 且家より追善と名ケ所貸等も惣て一切相断可申事

一 朝夕白粥昼一菜、婦女子髪之道具惣て花美相慎可申、召遣下男等ニ至

迄申聞五日振々々魚菜相与へ、平日ハ漬物ニて相仕舞可申事

一 惣て衣食住ニ付聊も驕奢之振舞相慎可申事

丑五月日

一 筆申達候、然は兼て御役所より御達被仰付置候通り、住職分は勿論、後住、二三男迄、修学第一、武芸第二ニ相心得、修業可有之、片寄り候ては御達之御趣意ニ相背候条、文武両様入精修行可有之候

一 此度勤学南溪師講会之節、聴講有之候、筆記之上郡内ニて致修学居候仁体相招、一郡打寄再講相頼、筆記下夕致研究、一寺住職之身分致宗判居候丈之儀は、邪正納得有之候様出精可有之候、怠墮放逸之向も有之候ハ、申出之上、相当之各可申付候条、兼て其心得有之、修行筋無懈怠可被相心得候、此段相達候郡内一統江不洩様可被相達候事

触頭中

丑六月

触次中

但 秋月御領寺々は武芸之儀御達は無之、為念申置候

御触達写

近來雨天統ニて田方募不宣ニ付、上より諸社江御祈禱追々被仰出置候得共、猶又速ニ快晴ニ至候様、志有之面々ハ寸志ニ御祈禱抽丹誠執行有之度候、尤開白結願は追て可被申出候、以上

右之趣配下中江も不洩様、早々可被相達候、以上

右之通り御達ニ付、猶於御一宗勿論祈禱様之儀無之候得共、諸宗一統江被仰出候儀ニ付、右ニ準御国恩下ニ住奉国命、於両市中は当月十日より至十四日、一派中於万行寺・徳栄寺、三部経読誦致執行候、右ニ準一郡一ヶ所ニて郡内寺々揃之上、三部経読誦有之始末之日数、追て以差出可被届出候、以上

六月十四日

年番役所

郡々触次中

御触状写

大目付江

近年猥ニ頭巾を用ひ、手拭ニて面体を包致徘徊候者不少候ニ付、御城内は勿論、山下ニて猥ニ相用候者於有之は、手筋より姓名等承り申出候様、去ル戌年相達置候処、近來深笠相用ひ致徘徊候者多く、浪人体ニ紛敷候ニ付、是又当時昼夜共被差留候、自然右紛敷行粧ニて致徘徊候者於有之は、名元等承り申出候様手筋江相達置候間、其旨相心得組支配江も重畳申談候様、

筋々江可被相達候事

七月廿六日

右之趣被得其意、配下中江も不洩候様早々可被相達候、以上

寺社兼帯

町奉行

右御触之趣被得其意、郡々中無洩落可被申達、下寺々出福等も可有之間、心得無之候ては蒙御咎候条、差急候ニ付早刻次郡触次江差送り可有之候事

年番役所

丑七月

郡々触次中

御届申上口上之覚

一 近來雨天統ニて田方募不宣、諸社江御祈禱被仰付、志有之向寸志祈禱之儀御達被仰付奉敬承候、当宗法ニて愚昧之凡僧自力之祈禱難届、弥陀仏之願力ニ任七六字ヲ称へ三部之妙典を讀誦仕、天下和順日月清明風雨以時之経節を仰き、仏恩を謝し、御国恩を奉報、宗教を相守、当月十日より今十三日まで万行寺・徳栄寺江両市中一派中打寄、三部経読誦仕候、今十四日は銘々於自坊勤行仕候、都合五日之間執行仕候、在々江は壹郡一ヶ所江相集、執行仕候様相達置候、郡々日数之儀は申出次第御届可申上候、以上

年番

徳栄寺

慶応元年丑六月

衣非安六郎殿

福屋 等殿

井上清太夫殿

御役所より右口上書本紙二付紙にて奇特之存念承届置候

不分

寺社兼帯

町奉行

御触達写

先日来雨天続にて田方募不宜候二付、天氣快晴御祈禱執行之儀相達之処、別紙名付之面々志を相立、抽丹誠速ニ執行致し候段奇特之至達御聽候事

町奉行

六月廿三日

福屋等儀病氣ニ付依頼、今七日退役願之通被仰付候条、此段向寄可相達候

大目付江

相模儀依頼今廿八日職分御免被成候

播磨儀依頼、隱居家督大和江被下、是迄之通り職分、尤上座にて被仰付、

此段向寄江可被相達候事

倉八権九郎、今十日御用召之上、於御殿御奉行被仰付候、被得其意配下中

江も可被相達候事

小川民部儀、今廿六日思召を以職分被仰付、席順丹後上ニ被仰付候、被得其意配下中江向寄ニ被相達候事

七月廿八日

寺社兼帯

町奉行

一筆致啓達候、先以三御門跡様益御機嫌能為成御座候間可為御大慶候、然は今般被遊御進発候段、実以恐入候次第、尤近来多端御物入被為打続候折柄、猶御進発にては御用途莫大之段は申迄も無之儀ニ付、別紙之通り寺社御奉行所より御内示有之候次第、深御敬承被為在候、依て御門跡様ニも可相成丈、精々御献金被遊度被思召候条、厚被奉恐察、右御献金御手伝上納可成上候、猶各自分ニ取候ても多年昇平之御恩沢を奉報候時節候条、御趣意深被奉感戴無^不寛速出精献備可有之候旨被仰出候、恐惶謹言

五月十七日

富島頼母

嶋田石兵衛少尉

下間大藏卿法眼

下間大進法印

各在判

筑前国

院家衆中

内陣衆中

余間衆中

御奉行所より御達覚書

今般被遊御進発候段、実以恐入候次第二付、多年太平之御恩沢を相弁、万民挙て惣力勿論之儀、僧侶社人といふ共其身二応し候御用相勤、御国恩を可奉報は此時二候、就ては近來御多端にて種々御物入も打続候折柄、御進発二付ても御用途莫大之段は申迄も無之儀二付、其段奉恐察、御朱印等被下置候寺社は勿論其外共相応献金可相願筈、勿論其品々多分を可論筋は無之候得共、銘々一巳二取候ては心底之程も相頭、一宗一派二おいては其一宗一派之規模も相立候事二付、其心得を以力及び候丈上納致し、攻て右御用途之内江御差加ニも相成候ハ、本意ニは無之哉、尤も先達て上納金致し未夕間合も無之ニは候得共、度々之儀は前年ニ無之、不容易御事柄二付、平常之心意を離、格別出精上納被願候様、厚差含触下々々江は其方共より可申論、乍併夫二付無益之手数相掛候ては不宜候間、遠国之輩は態々呼出候二ては不及、早々申遣候様可致、右は自分共心附を以申論候事二付、心得違無之様夫々江も申通度事

丑五月

献金上納

公儀より御達書御内諭

別紙内諭之趣、銘々より配下之向江申達候ハ、此度之儀は一ト通不成御事柄二付、多年蒙御恩沢候冥加之程相弁、必速ニ上納相願可申、右之面々

納方心得左ニ申達候

一御府内罷在候寺院之向は触頭江取集、員数并地名、宗旨、寺号等相認候目録書相添、自分共方江相納、神職之向は直々銘々自分共方江目録相添相納可申事

一遠国ニ罷在候寺社之向、御料は支配奉行所御代官役所御預り役、私領は領主地頭役場江相納、万石已下之向知行所ニ陳屋無之分は、最寄奉行所御代官役所御預役所之内江相納可申事

一関八州ニ罷有候寺社之向、其向最寄ニ支配役所領主地頭役場無之、上納方差支候分は出府之上自分共内江直相納候共、又慥成便宜を以江戸表支配役所領主地頭屋敷江向相納候共勝手次第たるへき事

一附屬無之寺社之向、遠国之分は最寄次第奉行所御代官役所御預役所、万石以上領分役場之内江相納、関八州之分は其最寄ニ右奉行所御代官御預役所等無之、差支候類は直々相納候とも、又は慥成便宜を以寺院は触頭、社人は吉田白川両家執役其外出役所等、右之向は右江向相納候とも勝手次第たるへき事

右之通り可相心得候、触頭又は奉行所御代官役所御預役所領主地頭役場江相納候得は無差支、受取自分共方江差越候様右向々江も申達候儀二付、尤上納相願候面々可成丈無益之手数失費等不掛様可致候

右之趣配下之向々江早々達、尤一同御国恩を相弁かかる御急務之御用途ニ御差加相成候様致し度と之心得にて上納可致事

右遅々いたし候ては自から心底貫通不致筋二付、可成丈速ニ上納相成候様是又急度可被達置候

丑五月

右之通御使を以御本山より御達二付、上納員数伺候処、於御殿御不分二付御役所は員数何程一派中にて献金仕候事ニ御座候哉、奉伺口上書左之通

奉伺口上之覚

一今般公儀御進発被遊候二付ては多年太平之御恩沢奉報、献金可有之旨寺社御奉行所より御内示有之候二付、献金無遲滞、早々御請印形帳相調可差登旨、本山より此度被相達候儀ニ御座候、猶又公儀御役方より御達写被差下、遠国ニ罷有候寺社之向御料ハ支配所御代官役所御預り役所、私領は御領主御地頭御役場江相納可申旨ニ御座候

右之通本山より達御座候間一派寺々献金仕、御役所江相納可申上と奉存候、然ルニ員数之儀問合仕候得共本江山も一向ニ相分不申由ニ御座候、只今程寺院難渋仕居申候折柄ニ御座候得は、大造之献金は出来仕間敷、大寺小寺差別も可有御座候得共、何程献金仕候て宜敷御座候哉、不馴之儀ニ付相分り不申、甚奉恐入候得共、右員数御才判被仰付被下候様奉願候、以上
七月

光専寺

徳栄寺

万行寺

御奉行当

右之通り願出候処、上より御才判者不被為出来、寸志之儀ニ付手輕にて可

然献金二付、門徒江掛候ては此時節差支有之間、其段相心得可申旨御達二付、御役所にて御示談之上平僧壹ヶ寺金壹朱二相決、此段相心得記し置候事

御触状写

戸次彦之助

原田源藏

右之者共今廿四日晝致出奔候二付、其境内探索いたし、疑敷儀有無、明廿五日限り両市中配下之分共触頭より一紙を以役所江可被申出候事
但 遠在之配下江も早々相達申出次第速ニ役所江可被相届候事

衣非安六郎

倉八権九郎

十月廿四日

触頭中

右御触之趣被得其意、郡内不洩様被相達、右両人境内ニ有無早刻可被申出候、猶以早々郡次々江巡達可有之候事
但 申出延引ニ相成候ハ、御呼出有之事

年番役所

十月廿四日

郡々触次中

御茶御用ニ付御規定

一 御茶納所

博多川端米会所、但納時節ニ相成候ハ、納可申役同所江出張有之不分之儀有之節は徳栄寺江可申出事

一 御茶寺より金銭ニて求集候儀は不宜、且家より志相立指上候分取集差上申度事

此儀并心得有之相含可申事

一 取集御茶博多納所迄指出、駄賃は御渡被仰付候事

一 御茶品ニ応し相場直段立は郡より定可申出事

一 御渡金は納之節半銀は其寺且頭江相渡、相残半高は御扨捌之上御渡被仰付候事

一 御茶指出御用物唱ニて宿繼持出不相成候事

一 他国人前銀入込茶商取候ては村之茶手少、依之其向指留等は御手筋より可被仰付、寺より村役等江引合無用之事

一 納候前ニ茶品手本少々指出、御改可請取事

穂波四百俵差上之先々江急々申達度

一 茶俵数ニ不拘品合少シニても入念且家志相立させ差上候儀肝要之事

達書

筑前国

御末寺中

門徒中

御本廟御相続四海津々浦々迄も遍御法義御弘通益御繁昌昼夜遂御化導候儀

は、全公武之仁政泰平之御恩沢ニ候得は当今之時勢、弥以一廉之御勤王御

報国之御懇志を被為懸度、専務ニ被思召、公武江御伺被遊候処、加茂川筋

荒神口江大橋御掛渡之儀、誠ニ御勤功之御儀被思召、且は諸人相助り候儀

と深御満足被思召、猶精々成功之旨被仰出、御門跡様厚御感戴御敬承被遊、

從御文庫御下ケ金被為在候得共、莫大之御用途難被為行届、御苦慮被為在

候条、御門末ニ於ても右思召之程深被奉忍察、厚心配御取持被申上、速ニ

御成功有之候ハ、報国謝徳之経営と奉休、尊慮候儀は勿論其身も自分報

国之忠意ニも相備り候事ニ候間、時節柄殊更氣之毒ニ被思召候得共、右深

重之御趣意ニ被申上、出精御取持御手伝之儀分て御頼被仰出候、依て此段

申達候也

乙丑十月

下間大進法印

下間大藏卿法眼

嶋田右兵衛少尉

富島頼母

新橋御創建ニ付御用番下間大藏卿殿より御演達之趣意書

御本廟御相続四海津々浦々迄御法儀弥益々御繁昌被遊、日夜御化導を奉蒙

候事、全御所并公儀御仁政、泰平之御恩沢ニ候、然処近年国体転変ニ付、

破仏之妨難頻りニ起り、就中僧徒を遊民と毀罵し、殊ニ御一派御繁昌ニ付

ハ敵讎之如く目指シ、既先年高台寺焼打之節は 御本廟ニ於ても実ニ危場

ニ被為在候処、程能御遁被遊候得共、兎角御難題難休候、付ては上御門跡

様御尊慮を被悩候御事て、御家中御末寺ニ至迄致心痛候、右ニ付御勤王御

報国之御勤功御立被遊度、専務ニ被思召候ニ付、公武江御伺被遊候処、加

茂川筋荒神口二大橋御掛渡之儀被仰出候、抑右大橋之儀は非常之節御所御立退之御用意ニテ、平日は諸人通行御免被為成候事ニ候、全体彼場所二大橋無之候ては、御所御立退之節御通輦難被為遊候のみならず、平日も大雨

御末寺中
所化中

之砌は諸人通行致迷惑候処ニ候間、兼て大橋御掛渡之思召被為在候処、此度右掛渡之儀御殿江被仰出、御門跡様厚御感戴御敬承被為遊、既御文庫より御下ケ金被遊候御事ニ候、右御掛橋之儀は勤王報国之御勤功ニ相備り候事ニテ、当今之御時勢を安座して御傍觀不被為遊訛合ニテ、御門跡様御勤功は勿論、御門末迄自分御国恩を奉報候儀ニ相成、右大橋御成就之上御本廟より御末寺ニ至迄、永々御相統御法義弥益御弘通之御根基ニ相備り候事ニ候得は、御末寺御門徒ニ至迄、自己之身上ニ引受、一廉御手伝被申上候得は、御門跡様之御尊慮を奉安候儀は勿論、仏祖江之御報謝、公儀江之忠意ニ相備り、其身も仏門ニ致衣食四民之勤を不為して、遊民ニあらざる儀ニ相成候得は、公武之御恩沢を思、御門跡様之御尊慮を奉恐察、自己之行末を考へ、乞度抽丹誠御手伝被申上、早々御成就ニ相成候様御取持可被申上候事ニ候

荒神口御掛橋之場所ハ御所之横手ニ当り候筋ニ候
一御橋御造営用意五万両之御手当ニテ、三条大橋同様之儀ニテ、川巾一面上下二丁程、一面敷石其上ニ御橋掛渡ニ相成候、賀茂川筋ハ砂川ニテ洪水之節は山より洗出シ候て、水勢強候ニ付、五条・三条之通ニ付、荒神口之新橋右同様之御造営ニ候事

昨子七月京都不慮之大火ニテ学林も及類焼候ニ付ては、速ニ御再建之思召被為在候得共、何分当今之時勢不被及其儀、深歎被思召候、抑林門之儀は教興院様深重之思召を以御創建被為在、御一流僧侶修学之場所にて、御宗乘遂研究美敷自行化他可致為之学痒有之、修学之次第も先々より被仰出有之儀、各敬承之事ニ候、然処右回録ニ付ては難捨置候間、一同被申合、速ニ御再建ニ相成候様、格別心配御取持可有之候、元來僧分之儀は如法ニ勤学、御宗乘御掟之趣等堅固ニ相守、自分後生之一大事、安堵之儀は勿論、厚門徒及教導上は政教をも致補助、自分天下安民之道理にも相叶、是則報恩勤王之営ニ可相備次第ニ候所、近年時勢ニ從ひ国家之遊民杯と頻リニ他之毀訾を招候事は、全積門之本意を取失候より相起候儀ニテ、畢竟不学無才不如法之族有之候故ニテ、甚被勞尊慮候御事ニ候、依之早々林門御造建不相成候ては、学業衰微之基ニ候条、右之趣深返照有之、弥以修学策進嚴護法城、興隆仏法之本意ニ相協候様被心得、抽丹誠御取持可被成上旨被仰出候、依て此段申達候也

下間大進法印
下間大藏卿法眼
嶋田石兵衛少尉
富島頼母

達書

筑前国

学林

看護

参事江

教興院様御代学林御基立之御制、掟住職新發意、次三男、弟子僧二至迄、御

門末僧侶之一分たる者、懸籍続籍入滿法臈之次第可相運儀は、御一派之御

規則にて御歴代嚴重被仰出、別て文化度御改正以來追て鴻業被加御潤色、

天保度ニは学階御設置之御奨推、弘化度ニは繁務多病之輩在国修学之便利

二付、春秋講会之御策励等、種々御手厚御教育被為在候事、偏二真宗御興

隆御相承之正旨を令護持、郡萌化益之大法を致伝示、弘通候身として双対

比肩二不能、一旦之外事二被妨、修学を廢し候耳ならず、聊無籍落籍二耻

色なく、腆然法談之高座二昇、或ハ時勢二事を寄、講会を申遁候坏、不恐

御冥慮を、放逸無慚愧之徒類たるへく候、別て夏中御門跡様林門御成之節、

訳て御直命被為在候通、来西年大御遠忌ニ奉値遇候、慶喜報恩之心底より

学業昌栄之階梯たる懸籍続籍入滿之運、春秋講会、在国修学之儀、格別ニ

取締可有之旨被仰出候也

長御殿

庚申八月

一筆申触候、然は小野三六殿依願隱居被仰付、宗旨奉行助役若田喜八郎

殿江被仰付候、御触之趣被得其意、其郡法中江早々ニ被相達候、以上

年番役所

寅三月

一筆申触候、然は此節旅人御取締二付、寺社間江入込候滞在旅人、御国判

外之者并止宿之旅人共、為取締見廻役として入込、嚴重取調子咎二候、被得

其意、早々可被相達候事

年番役所

四月四日

御触状写

一宰府・宝満宮・宇美・雷山・桜井、其外其処神仏を指て参詣之旅人、其所

寺社江一宿又は法縁俗縁等ニ罷越候旅人、其寺社江一宿之儀は被指免候儀

二付、本国往来を初御国入鑑札相改、止宿為致可申候、尤二宿已上は決て

不相成候、自然無扨二宿已上為致候者は、何国何某何故ニ罷越、何日より

何日迄滞留之間、口上書を以役筋江相届、受指図滞留為致可申候事

但 両市中は旅人改役所江相届、郡地之旅人身廻役才判役兼帯并見廻役

間江以書面相届可申候、尤出立之節は堅止宿証拠相渡可申候事

一止宿之旅人御国入鑑札所持有無、且帶刀之者并百姓町人之無指別、凡て間

者、外聞其外少しニても胡乱之者ニ見請候ハ、程能指留置、旅人改役所

江其所之代官所間江極急可致注進候、追て御沙汰之次第可有之候、自然隱

置候儀は勿論、注進延引之儀等於有之は、訖度越度被仰付候事

一旅人は勿論御国判外共、無札之者召仕、又は長屋借家等ニ召置中間敷候、

自然右等之儀有之趣、於相達は科銀左之通上納被仰付候、尚趣次第訖度御

沙汰之次 第可有之候事

一銀壹枚

但 旅人止宿作法相背之節ハ本文之通被仰付候事

一御城下番所之外凡て郡地番所通行之節、五ヶ寺は寺号相名乗、其外之寺社

当代初弟子共へも、其居所并寺社号肩書之名札番所江指出可罷通候、名札

不指出者は通行差留候様番人江訖度被仰付置候事

但 五ヶ寺二ても弟子斗通行之節は本文之通り名札可指出候事

九月五日

右御触之趣被得其意、配下中江も不洩様早々被相達候事

五月廿七日

衣非安六郎

(さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員)

一筆申達候、然は衣非安六郎儀今三日五ツ時御用召にて、於御前郡奉行被仰付候、御触之趣可被得其意候事

七月十八日

一筆申達候、然は小河職右衛門儀、当時町奉行助役被仰付候、右御触之趣被得其意候事

八月六日

年番役所

大目付江

公方様先月廿日薨御之旨御到来有之候、右二付左之通り停止可被相触之事

九月三日より十月十日迄音楽御中陰中九月五日より七日迄

作事 三日迄

大目付江

公方様御薨被遊

一橋中納言様御相続被遊、上様と奉称候段、御到来有之候、右之趣御家中一統為心得可被相達候事